

令和8年4月からの

包括的民間委託に取り組んでいます

城陽市では水道事業、公共下水道事業を運営していますが、これまで上下水道事業に関するさまざまな業務を、市職員による直接対応または外部への個別の委託によって実施してきました。

しかし、少子化などにより働き手の減少が進んでおり、これらの確保が難しくなってきたため、上下水道事業の将来を見据え、安定して事業を続けていくための手立てを考える必要があります。

そこで令和8年度から、これまで市が直接行ってきた業務と個別に委託していたさまざまな業務を一つにまとめる「包括的民間委託」という手法で、10年間という契約期間を設定し、受託企業を募ることとしました。

今号では、なぜ包括的民間委託が必要なのか、どのような業務が対象なのかなど、市が現在進めている取り組みについてご紹介します。

なぜ包括的民間委託が必要なの？

市の上下水道事業は大きく3つの課題を抱えており、今の運営体制では、将来にわたり安定してみなさんに水を届けることが難しくなっています。

課題① 浄水場などを管理している会社の解散

浄水場などを管理している会社が令和7年度末で解散するため、品質を保持した上で、事業を担う会社を確保する必要があります。

課題② 技術者の不足

技術職の人材が全国的に不足しており、地方自治体よりも好待遇な民間企業へ技術者が集中する傾向にあり、市において上下水道事業を担う技術を持つ職員の採用が困難な状況です。

課題③ 国からの補助金の確保

上下水道事業に関する複数業務をまとめて委託する「包括的民間委託」方式は、全国的にもすでに多くの自治体で採用されていますが、国が定義した包括的民間委託の新たな枠組みとなる、ウォーターPPP(詳しくは下コラムをご覧ください。)の導入が、今後市が下水道事業に対する国からの補助金を受ける要件となります。

補助金を受けることは、みなさんに負担していただく料金の軽減につながります。

課題の解決のために

包括的民間委託への移行で、浄水場などの管理に、高い技術力を持つ技術者が多数在籍している会社を確保するとともに、耐震化対策などの財源として国からの補助金を受けるための条件を満たすことができます。

《コラム》ウォーターPPPってなに？

ウォーターPPPとは、簡単に言えば上下水道分野の新しい官民連携の形です。PPPとはPublic(官) Private(民) Partnership(連携)の略ですので、直訳すると「上下水道分野の行政と民間の連携」となります。

例えば城陽市の水道事業では、従来から浄水場の運転管理やポンプなどの分解整備などを民間に委託していますが、これも官民連携の一つの形です。

今回実施を目指しているのは、さまざまな業務を合わせた包括的

な民間委託です。国では、この包括的民間委託について、いくつかの段階(レベル)を設定しています。最も高いのはレベル4で、制限付きで事業の運営権を民間に移すものです。

次に高いレベルが3.5で、代表的な要件として、「10年間の契約期間を設定すること」や「維持管理と更新を一体的にマネジメントすること」などが定められており、国は、このレベル3.5と4を総称してウォーターPPPと定義付けています。

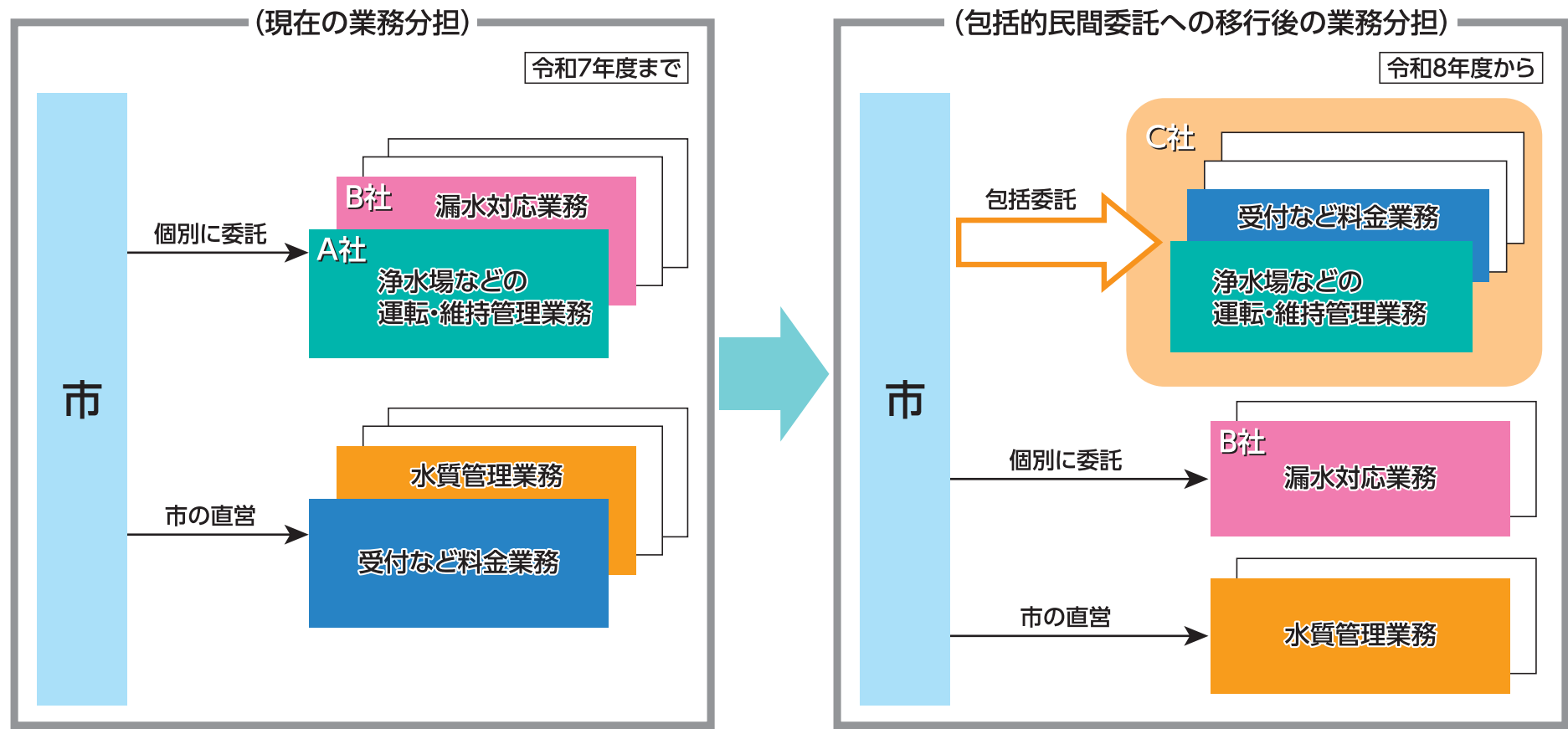
市では、運営権を民間に移さず市に残し、施設の更新は直接市が実施する「ウォーターPPPレベル3.5」を目指して取り組みを進めています。



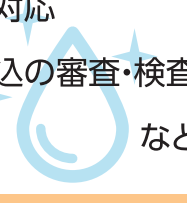
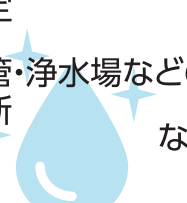
■どんな業務が包括的民間委託の対象になるの？

包括的民間委託の移行イメージは下図のとおりです。包括的民間委託への移行後も、料金の算定や施設の整備方針の決定・実施など、上下水道事業運営の根幹となる部分は、引き続き直接市が行います。

●包括的民間委託への移行イメージ



包括的民間委託の対象になる業務

個別委託から包括的民間委託に変わる業務	市の直営から包括的民間委託に変わる業務	引き続き市が個別に委託する業務	引き続き市の直営で行う業務
● 浄水場などの運転・維持管理 ● 汚水用ポンプの維持管理 ● 検針業務 	● 受付(窓口・電話など) ● 料金などの収納 ● 未納・停水対応 ● 給・排水申込の審査・検査 	● 漏水対応 ● 庁舎管理 ● システム管理 	● 水質管理 ● 予算・決算・契約 ● 料金の算定 ● 上下水道管・浄水場などの施設の更新 



■包括的民間委託への移行による影響について

今回の包括的民間委託は、これまで個別に委託してきた業務と、市が直接行ってきた業務の一部を一つにまとめて委託する方法に変更しようとするもので、水道水の供給や汚水の排水に影響を及ぼすものではありません。

令和8年度の包括的民間委託移行後、市民生活に関わる業務としては、窓口や電話対応、水道メーターの検針、水道の開閉栓などの業務が受託会社の対応に変わります。詳細は、受託会社決定後にあらためてお知らせします。

■包括的民間委託などに関するQ&A

Q 「民営化」と「包括的民間委託」の違いはなんですか？

A 「民営化」というと、昔に存在した公企業である国鉄や電電公社がそれぞれJR、NTTという形で株式会社化されたのと同じイメージを持たれるかもしれませんが、しかし、この度、市が目指しているのは、「包括的民間委託」であり、「民営化」とは異なるものです。「以前から個別に民間委託していた業務」を、「国が新たに示した枠組み」のもと、「まとめて民間に委託する形に変更する」ものです。料金設定や運営方針など、上下水道事業運営の根幹は市が引き続き担い、運営権を民間に移すことはありません。

市が目指す「包括的民間委託」は、「民営化」と言葉こそ似ていますが、内容は全く異なるものとなります。

Q 包括的民間委託後、水道水の水源は変わりますか？

A 変わるものではありません。なお、井戸を新設、更新、廃止することや、自己水(地下水)と府営水をどのように運用していくかなどの判断は、これまでどおり市が行います。

Q 包括的民間委託後、水道水の水質は保たれますか？

A 水質検査は、包括的民間委託の委託内容には含めず、市がこれまでどおり、国の基準を満たした業者に検査業務を直接発注し、管理します。

Q 包括的民間委託の全国的な動向はどのような状況ですか？

A 今回、市が取り組んでいるような包括的民間委託などを行っている事業者は、全国において、水道事業で237、下水道事業で330(国土交通省資料)となっており、既に多くの事業者で実施されているものです。

包括的民間委託は、委託範囲の差はありますが、人材不足への対応や効率性の追求から、全国的に取り組む自治体が増えており、京都府下でも同様の状況です。

Q なぜ広域化が検討されているのですか？

A 上下水道は、市民生活に必要不可欠なライフラインですので、安定して持続させることが重要です。

しかし、水需要の減少などによる料金収入の減少、施設の老朽化、深刻化する人材不足、人件費・物件費の高騰が進んでおり、事業を継続させることが難しくなりつつあります。

これらの課題を解決する方法の一つに広域化があります。広域化により、施設の有効利用、事務の共同化、資材の共同調達などによる経費削減や技術職員の確保が進み、みなさんに負担していただく料金の軽減にもつながります。上下水道事業の広域化は現在、京都府主導で検討が進められています。

インターネットで手続きができるようになりました

今年の4月から、下記の手続きが上下水道部や市役所市民課窓口での直接手続きに加え、インターネットでもできるようになりました。ぜひご利用ください。

※工事用の開閉栓や工事用から一般用への切り替えは、引き続き城陽市指定給水装置工事事業者による手続きが必要で、インターネットでは取り扱いできません。

【インターネット手続きができるもの】

- 上下水道の開栓(工事用除く)
- 上下水道の短期開栓(開栓期間が30日以内のものに限る。工事用除く)
- 上下水道の閉栓(工事用除く)
- 上下水道使用者の名義変更
- 納付書などの送付先変更
- 支払い方法の変更(口座振替制から納付書制への変更に限る)



◀手続きはこちら



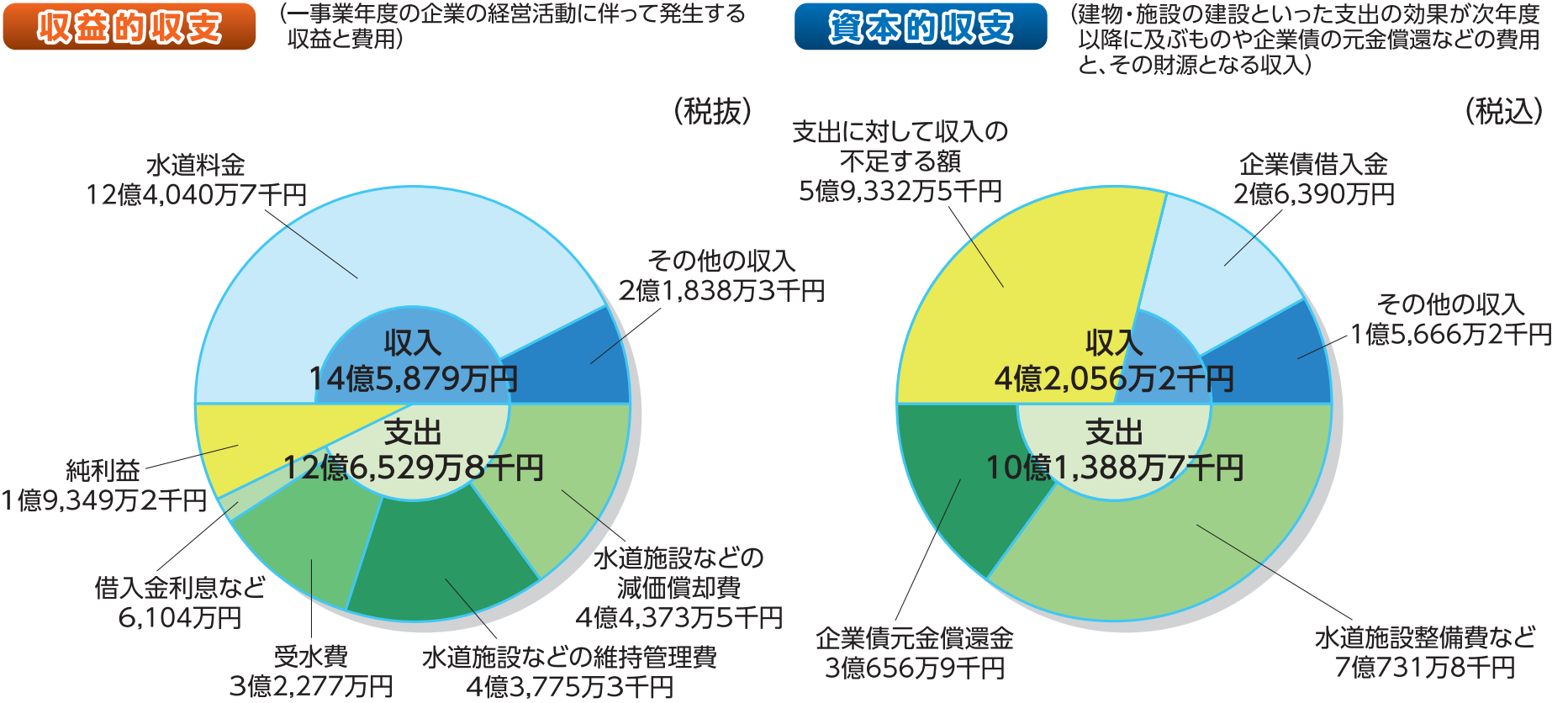
令和5年度 決算状況

水道事業会計

前年度に比べて、水道料金収入は減少したものの、営業外収益が増加したことにより、総収入はほぼ横ばいとなりました。

また、電力会社に対して国が補助を行い、電気料金が低下したことにより動力費が減少したことや、前年度にあった上下水道部庁舎の耐震化のための減築に伴う除却による特別損失が皆減となったことから総費用が減少し、純利益は約8千万円の増加となりました。

資本的収支では、水道事業ビジョンに基づき、基幹管路などの耐震性の確保など必要な事業を実施しました。



公共下水道事業会計

前年度に比べて、総収益は減少したものの、資産減耗費や支払利息の減少などから、総費用についても減少し、純利益はほぼ横ばいとなりました。

また、原油価格や電気・ガス料金を含む物価の高騰の影響を受けた市民や事業者の負担の軽減を図るため、1期2カ月分の基本使用料の減免を実施しました。

資本的収支では、令和4年度に引き続いて既存下水道施設の耐震診断・調査事業を実施し、耐震性を確保しました。

